総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［ライフ・イノベーション分野］ 平成25年度

柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区

［指定：平成23年12月、認定：平成24年３月］

正

準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(3.8＋3.5)／2＝3.6　　**B**

ｉ）取組の進捗（下記より該当するものを選択）

レ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
1	地域活動の参加者の増加	A
2	地域の自律的な都市経営の活動費（自主財源）の増加	定性評価
3	柏市内に事業所を有する大学・研究機関発ベンチャー企業に対するエンジェル税制を活用した出資件数の増加	E
4	TEPによる柏市内ベンチャー企業の支援数の増加	A
5	駅前148街区複合開発（業務施設、商業施設、賃貸住宅、ホテル、ホール）におけるCO2排出原単位の削減	定性評価
6	駅周辺5街区（住宅部門約2,500戸対象）におけるCO2排出量の削減	代替指標
7	駅周辺5街区（12.8h）における3日分（72時間）の最低限の生活ライフライン設備（水、高層集合住宅エレベーター、非常用照明）稼動のための電力確保	定性評価
8	特例措置による訪問リハビリステーション事業所数及び特例措置による歯科衛生士事務所数	A
9	特例措置による訪問リハビリステーション事業所による訪問リハビリ実施件数及び柏市内の訪問リハビリ実施件数	A
10	特例措置による歯科衛生士事務所による口腔ケア実施数及び柏市内の口腔ケア実施数	C

レ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
6	148街区内集合住宅を除く約1,900戸：CO2排出原単位を削減	定性評価

レ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
2	地域の自律的な都市経営の活動費（自主財源）の増加	C
5	駅前148街区複合開発（業務施設、商業施設、賃貸住宅、ホテル、ホール）におけるCO2排出原単位の削減	B
6	148街区内集合住宅を除く約1,900戸：CO2排出原単位を削減	D
7	駅周辺5街区（12.8h）における3日分（72時間）の最低限の生活ライフライン設備（水、高層集合住宅エレベーター、非常用照明）稼動のための電力確保	B

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×4＋4×2＋3×2＋2×1＋1×1)／10＝3.7　①…　3.7

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性） 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））

・「地域活動の参加者の増加」については、地域活動を包括的に取扱っており妥当であるが、月当たりの参加人数は、自治体の人口規模に対して過少ではないか。
・「地域の自律的な都市経営」の活動費を自治体予算だけに頼っていない点は評価できるが、進捗は遅れている。
・「ベンチャー企業に対するエンジェル税制を活用した出資件数」については、増加のための醸成プログラムの段階にあり、平成26年度以降の目標設定は改善の余地がある。
・「TEP（TX（つくばエクスプレス）アントレプレナーパートナーズ）による支援数」への着目は妥当である。
・「駅前148街区」及び「駅周辺5街区」におけるCO2排出原単位を削減」するため、AEMシステムの構築等に取組んでおり、予定通り完成の見込みであるが、準備状況の具体像が見えにくい。「駅周辺5街区」の代替指標は、ホットスポット問題等の外部要因の影響によりやむを得ない。
・「駅周辺5街区における最低限の生活ライフライン設備稼働のための電力確保」に向けては、効果の発現は平成26年であるが、大規模ガス発電設備工事や駅前街区電力融通自営線工事が完了するなど、計画自体は予定通り進捗している。
・「特例措置による訪問リハビリステーション事業所数及び歯科衛生士事業所数」についての目標は妥当であり、医師会等関係団体との協議及び情報提供等の連携も認められる。
・「口腔ケア実施数等」についての目標設定は妥当である。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②・・・　0.1

ｉ）の評価　①＋②　3.8

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、（2＋2＋2＋3）／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	地域活動の参加者の増加	B
2	地域の自律的な都市経営の活動費（自主財源）の増加	C
3	柏市内に事業所を有する大学・研究機関発ベンチャー企業に対するエンジェル税制を活用した出資件数の増加	D
4	TEPによる柏市内ベンチャー企業の支援数の増加	B
5	駅前148街区複合開発（業務施設、商業施設、賃貸住宅、ホテル、ホール）におけるCO2排出原単位の削減	B
6	駅周辺5街区（住宅部門約2,500戸対象）におけるCO2排出量の削減	C
7	駅周辺5街区（12.8h）における3日分（72時間）の最低限の生活ライフライン設備（水、高層集合住宅エレベーター、非常用照明）稼動のための電力確保	B
8	特例措置による訪問リハビリステーション事業所数及び特例措置による歯科衛生士事務所数	B
9	特例措置による訪問リハビリステーション事業所による訪問リハビリ実施件数及び柏市内の訪問リハビリ実施件数	B
10	特例措置による歯科衛生士事務所による口腔ケア実施数及び柏市内の口腔ケア実施数	C

（専門家所見（主なもの））

・「地域活動の参加者の増加」について、地元組織が都市再生整備推進法人に指定されており、今後の展開が期待できる。
・「地域の自律的な都市経営」については、道路維持管理・活用を実践する道路空間整備の完了が遅れたため、進捗にやや遅れが認められるが、今後の進捗には期待が持てる。
・「エンジェル税制」の協議の進展については、不確定要素もあり過度に期待できない。より確実なTEPを中心とした取組みを充実させるべきである。
・「TEPによる支援」については、官民一体となったスキームでTEPの運営が方向付けられており、今後の成果が期待できる。
・「駅前148街区複合開発」については、基盤的システムが実践的システムとして順調に稼働するのであれば、特段問題はない。
・「駅周辺5街区」の開発事業については、『柏の葉スマートセンター』が平成26年度に本格稼働するとの見通しであり、当該システムの稼働により、目標としたCO2排出量の削減が期待できる。
・「訪問看護ステーション事業所数及び歯科衛生士事務所数」については、通所リハビリステーションの規制緩和がなされていないものの、特例措置による訪問看護ステーション及び歯科衛生士事務所の開設が進み、実際にサービス提供の増加が認められている。当該取組みを引き続き進めることで、地域におけるサービス提供量の増加が期待できる。
・一方で、訪問リハビリステーションが開設され、訪問リハビリサービスの提供量が増加することにより、どの程度自治体や国が負担する介護費用が増加し、どの程度の効果が上がったのか、実績値や目標値を示すべきである。
・「口腔ケア実施数等」については、成果は上向いており、取組みの方向性を評価する一方、医療費への影響や効果を検証すべきである。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値	（5×0＋4×6＋3×3＋2×1＋1×0）／10＝3.5	B

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ⅰ）＋ⅱ）の平均値　（3.0+3.8）／2=3.4　**C**

ⅰ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

3.4

[■規制の特例措置を活用した事業]

●訪問リハビリテーション事業所整備推進事業
●介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業

（概要）
・指定訪問リハビリテーション事業所について、病院、診療所又は介護老人保健施設でなくとも診療所等の医療機関との連携をもって事業実施を可能とする。
（規制所管府省（厚生労働省）による評価）
・特例措置を活用したサービスを提供するための基盤整備として、平成24年度に引き続き、事業所の開設を促進している段階であり、平成25年度における特例措置を活用したことによるサービス提供者・利用者等への効果については、評価ができないと考える。

●歯科衛生士等居宅療養管理指導推進事業
●歯科衛生士等介護予防居宅療養管理指導推進事業

（概要）
・歯科医療機関から離れた場所から歯科衛生士等が指定居宅療養管理指導を行うことを可能とする。
（規制所管府省（厚生労働省）による評価）
・特例措置を活用したサービスを提供するための基盤整備として、平成24年度に引き続き、事業所の開設を促進している段階であり、平成25年度における特例措置を活用したことによるサービス提供者・利用者等への効果については、評価ができないと考える。

（専門家所見（主なもの））
・「訪問リハビリテーション事業所」及び「歯科衛生士事務所」の設置について、特例措置を利用した事業所の設置がなされ、実際にサービス提供量の有意な増加が認められる。期間が短く、規制の特例措置のみの効果とだけは断定できないが、効果があった可能性は高い。

ⅰ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））
・財政支援、税制支援の実績はなく、金融支援の実績が1件あるだけであり、これらの支援措置の活用は不十分である。

2.5

ⅰ）-①＋ⅰ）-② の平均値（注）	（3.4+2.5）／2＝3.0	3.0

ⅱ）地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））

・規制緩和に関して、地域独自の取組みは充分であるが、歯科衛生に関してはさらに迅速な対応が求められる。

3.8

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

・トータルヘルスケアステーションに代わる複数のケア施設の集積という考え方はどうか。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）

（3.6+3.4）／2+0.2＝3.7

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））

・建物が完成し、事業者が入所したため、平成26年度は市域住民との協働体制づくりが課題である。目標の共通認識、個々の事業者の役割分担、コーディネイトが重要である。平成26年度の大きな飛躍を期待する。
・複数の事業で進捗に遅れがみられるが、総じて、事業の進行とともに成果が得られる蓋然性は高いと評価する。
・訪問リハビリステーション事業所や歯科衛生士事務所の開設により、訪問リハビリサービスや口腔ケアの提供量が目標や実績の指標となっているが、どの程度自治体や国が負担する介護費用が増え、どの程度効果が上がったのか、目標値や実績値を示すべき。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（3.49）に上記所見を加味（+0.20）し、総合評価結果をB（3.7）とする。

B

（注）ⅰ）-①、ⅰ）-②のいずれかに該当がない場合は「―」とし、他の項目の点数をⅰ）の点数とする。